

## 序 論

林 正義\*

### I. はじめに

分権化された財政システムでは、互いに関連し合った公共部門が独立して財政的な意思決定を行う。このような財政的な意思決定の帰結をさぐる経済学的な研究は fiscal federalism とよばれ、公共経済学の重要な一分野を形成している<sup>1)</sup>。この分野は、地方政府同士の水平的な財政関係だけではなく、中央政府も含んだ垂直的な財政関係における役割分担や政府間の財政移転のあり方も分析対象とする。Oates (1999) の定義を援用すれば、fiscal federalism とは事実解明的 (positive) もしくは規範的 (normative) な観点から、異なったレベルの政府の役割やそれら政府レベルの関連のあり方をさぐる経済学の一分野となる。

この fiscal federalism という言葉は直訳的に「財政連邦主義」と訳される場合が多いが、この訳語から得られる印象が定かでないこと、また、政治学ではそれと同様の言葉が異なった意味で用いられていることから、本特集では、本来の関心事を直裁的に明示するために「政府間財政関係の経済分析」という(若干長つたらしい)言葉を敢えて用いる。この政府間財政関係の経済分析は、いわば「国家の集まり」である連邦国家における制度設計や政策課題への対応として米国とカナダにおいて発展してきた。米国では、Tiebout (1956) による「足による投

票」、Musgrave (1959) による「政府機能配分論」、Olson (1969) による「財政等価原理」、Oates (1972) による「分権化定理」、そして、Zodrow and Mieskovsky (1986) による「租税競争」など、それ以降の研究の礎となる概念と理論的枠組が提供されてきた。これに対してカナダの研究者たちは、分権的な財政システムの欠陥を自由な人口移動がもたらす非効率的な資源配分という観点から理論化し、それを矯正するための道具として政府間財政移転(平衡交付金)を効率性基準から基礎づけていた(e.g., Flatters et al. 1974, Boadway and Flatters 1982)。さらに80年代後半からは、世界的な地方分権の潮流をうけ、数多くの研究者達が北米における研究を礎として活発な研究を展開し始めた。欧州では、欧州連合(EU)という超国家的な枠組における経済統合を通じた「国家間の分権」とヨーロッパ自治憲章の批准やマーストリヒト条約への補完性原理の導入などを象徴とする「国内での分権」という「2つの分権」を課題としている。また、移行経済国家や発展途上国においても公共部門の新たな制度設計、もしくは、既存公共部門のパフォーマンス向上の手段として「分権化」が議論されている。これらを背景にして、地方分権の経済的帰結をさぐる研究が従来にも増して盛んに行われるようになってい

\* 一橋大学大学院経済学研究科/国際・公共政策大学院助教授、財務省財務総合政策研究所特別研究官。前財務省財務総合政策研究所総括主任研究官

1) JEL 分類によると「H77」となる。

る。

我が国においても、地方分権一括法や三位一体改革などの近年の動向から明らかなように、地方分権は重要な政策課題のひとつとなっている。しかしながら、我が国において、「足による投票」や「分権化定理」などの地方分権の利点を強調する命題は広く人口に膾炙してはいるものの、政府間財政関係の経済分析の展開が十分に広くフォローされてきたとは言い難い。この状況を鑑みて本特集では、特に80年代以降の「政府間財政関係の経済分析」の蓄積を体系的

に解説し、我が国の中央と地方の財政役割分担や地方財政の制度設計を考えるための有益な視角や分析道具を提供することをねらいとする。したがって、本特集における諸論文では、実際の政策に直結する実証分析は敢えて抑えたかたちで、むしろペダゴジカルに「政府間財政関係の経済分析」が提供してきた知見やメッセージを体系的に伝えることを目的としている。以下では、本特集における各論文の位置づけを明示するとともに、そこで前提となっている諸概念に関して解説を加えることにする。

## Ⅱ．財政外部性

地方政府が独自に財政政策（租税と歳出）を決定する場合、中央政府や他の地方政府との間に依存関係が生じる場合がある。この依存関係は「財政外部性（fiscal externalities）」とよばれるが<sup>2)</sup>、その理解には Dahlby（1996）の分類が有用である。ここで一定の予算制約  $R$  のもと特定の目的関数  $V$  を最大化するために税率や歳出規模を操作する地方政府を考える。Dahlby（1996）は、目的関数  $V$  に直接影響を与える財政外部性を「直接的財政外部性（direct fiscal externalities）」、そして、政府の予算制約＝税収  $R$  に直接的な影響を与え、それを通じて間接的に目的関数  $V$  に影響を与える財政外部性を「間接的財政外部性（indirect fiscal externalities）」とよんでいる。

直接的財政外部性の例としては次の2つがある。ひとつは、「便益漏出（スピルオーバー）」である。ある地方における公共サービスの増加による便益が他の地方へ及び、対価なしで後者の住民に便益を与えるとき、公共サービスが「スピルオーバー（＝漏出）」するという。政府が

慈善的であるならば上記  $V$  は住民厚生を表す指標となり、公共サービスを増加させた地方政府は便益漏出として他の政府の目的関数  $V$  に正の影響を直接与える。いまひとつの例は「租税輸出（tax exporting）」である。租税輸出とはホテル税のように他地域の住民に直接課税することを指す。この場合、租税輸出は消費者価格の変化をつうじて他地域住民の厚生  $V$  を直接減少させる。

地方政府の予算制約  $R$  に影響を与える間接的財政外部性の一例としては、「租税外部性（tax externalities）」がある。この租税外部性は、「水平的租税外部性（horizontal tax externalities）」「垂直的租税外部性（vertical tax externalities）」の2つに区別される。水平的租税外部性は地方政府間に発生する外部性である。他の条件が等しいならば、より低い税率が設定される地域へ課税標準が流入する。したがって、ある地方政府による地方税率の変更は課税標準の地域間移動を通じて、他の地方政府の課税標準を変更させ、その歳入  $R$  に影響を与える。つまり、課税

2) 財政外部性（fiscal externalities）という言葉は、本来、Flatters et al.（1974）や Boadway and Flatters（1981）によって、本稿でいう「移住外部性（migration externalities）」の一部をさす言葉として用いられていた。本稿では Dahlby（1996）にならい、より広義の概念として用いている。

標準の地域間移動を通じて、ある地方政府が他の地方政府に影響を与えることになる。一方、垂直的租税外部性は中央政府と地方政府の間に発生する。多くの国において中央政府と地方政府は課税標準を共有している。ここで、中央（地方）政府が税率を上昇させることによって課税標準が縮小するならば、当該課税標準を共有している地方（中央）政府の税収は減少する。すなわち、ここでも特定の政府による税率変更が他の政府の歳入を変化させ、その結果として後者の政策が影響をうけることが理解できる。

各政府の政策が上記の財政外部性を有している場合、政府間に戦略的な相互依存が生じることとなる。一般に、そのような戦略的相互依存関係が租税を通じて表れる状態を「租税競争 (tax competition)」<sup>3)</sup>、そして、それが歳出を通じて表れる状態を「歳出競争 (expenditure competition)」という。そして、実際に地方政府によって選択される政策は戦略的な相互依存の中での均衡として概念化される。教科書的な外部性の理論が示すがごとく、外部性を発生させる政策変数を決定する主体が、その影響を与える他の主体の厚生を考慮せずに当該政策変数を決定するならば、均衡における当該変数の水準は最適ではない。例えば、地方公共サービスの便益漏出を考える場合、ある地方の公共サービスの増加は他の地方が消費できる公共サービスの増加を意味するから正の外部効果、つまり、外部経済となる。その場合、便益が漏出している地方は当該公共サービス供給の「社会的」な価値を過小評価することになり、選択される公共サービス水準は過小となる。

また、水平的租税外部性は過小な税率水準をもたらす。税率の地域差に反応して課税標準が移動する場合、ある地域の税率上昇は他地域への課税標準の流入を含意する。課税標準の増加

によって他地域の地方政府の歳入は増加し、その結果、他地域の厚生は高まる。ここでも、このような他地域の厚生変化を地方政府が考慮しないために自己の税率上昇による限界費用が過大に知覚されることになり、地方税率は過小水準で設定される。その一方の垂直的租税外部性の場合では、税率上昇は中央政府と地方政府が供給している課税標準の縮小を意味するから、一方の政府の税率上昇は他方の政府へ税収減少という外部不経済をひきおこす。その場合、一方の政府が他方の政府に与える税収減少という負の効果を無視するならば、税率は過大に設定されることになる。

本特集における小川論文と松本論文は地方政府間の財政関係を焦点を当て、上記の財政外部性をめぐる「標準的命題」についても検討を加えている。小川論文では、地方政府間同士の戦略的相互依存において地方政府が操作する財政変数の選択にかかわる問題を考察するとともに、いまひとつの重要なトピックとして地方歳出の便益漏出（スピルオーバー）にかかわる問題が吟味されている。特に同論文では、標準的な便益漏出モデルに地域間の課税標準の移動を加味したモデルを展開することによって、資源配分における便益漏出の意義を考察している。一方、松本論文は Zodrow and Mieszkovsky (1986) にはじまる資本をめぐる租税競争に関する一連の研究を扱っている。同論文は膨大な先行研究をレビューし、様々な論点に関して手際の良い整理を行っている。特に「過小税率」という標準的な結果が生じないケースや租税競争が住民厚生観点から有益であるケースも議論している。さらに、同論文では垂直的租税外部性から生じる過大な均衡税率についても議論が加えられている。

3) ここでは tax competition を「租税競争」と訳しているが、「課税競争」もしくは単に「税競争」と訳される場合もある。

### Ⅲ．政府間財政移転

#### Ⅲ－１．財政外部性と政府間財政移転

政府間財政移転の分析は、政府間財政関係の経済分析において非常に重要な位置を占めている。これは上記の財政外部性の議論からも明らかであろう。水平的な財政外部性が非効率的な資源配分をひきおこす場合、外部性の理論が示唆するように、各地方政府が知覚する費用と便益の値を「真」の値に等しくなるように矯正する必要がある。その矯正手段のひとつとして考えられるのが中央政府による介入であり、外部不経済の場合はピグー税が、外部経済の場合はピグー補助金が用いられる。既述のように便益漏出や租税競争は外部経済の一例と考えられる。小川論文で示されているように、便益漏出の場合は定率補助 (matching subsidy) による当該公共サービスの限界費用を抑える方策がとられる。一方、松本論文が紹介するように、租税競争による問題も各地域の税率変化に応じ、他域への外部効果に等しい補助金を与えることで解決される。

非効率的な分権システムにおける矯正手段として政府間財政移転を捉えるいまひとつの分析としては、Flatters et al. (1974) や Boadway and Flatters (1982) による研究がある。「移住外部性 (migration externalities)」<sup>4)</sup>を矯正する手段として効率性の観点から平衡交付金 (equalization payments) を意義づけた彼らの議論のエッセンスは以下の通りである。

地域人口の増加は地域経済に便益と費用をもたらす。まず、労働力として地域人口  $n$  を捉えると人口増加は地域生産  $f(n)$  を増加させる

という便益をもたらし、その追加的な便益 (労働の限界生産) は  $f' = df/dn > 0$  と表記できる。その一方、人口増加は地域に費用も発生させる。まず人口増加によって既存の住民が消費できる財が新参者の消費  $x_i$  分だけ減少する。次に、人口増加は所与の水準の公共サービス  $z$  を供給する費用  $c = c(n, z)$  を増加させる。この追加的な費用 ( $\partial c/\partial n > 0$ ) は混雑効果とよばれる。これら地域生産、地域消費、そして、公共サービス費用が同一単位で測られているならば、地域  $i$  における人口の限界純便益 (追加的な人口増加から得られる純便益) は

$$MB_i = f'_i - \frac{\partial c_i}{\partial n_i} - x_i \quad (1)$$

となる。つまり、地域人口の増加によって  $f'$  の新たな生産が行われるが、混雑効果のため新たに  $\partial c/\partial n$  が政府部門で追加的に需要され、また、新たな民間需要増  $x$  のため追加的な生産増加の便益が減少する。

(1)の値が人口に関して逓減するならば、同値が小さい地域から大きい地域へ人口を再配分することにより純便益の総額を増加させることができる。したがって、人口の最適地域配分は、 $i \neq j$  に関して

$$MB_i = MB_j \quad (2)$$

となる人口配分として与えられる。しかしながら、人々が自由に地域間を移動している場合、(2)の均等化は保障されない。例えば、各個人が賃金  $w_i$  の地域差にしたがって移動する場合、

4) 注2で記したように、Flatters et al. (1974) や Boadway and Flatters (1981) は、「移住外部性 (migration externalities)」という言葉ではなく「財政外部性 (fiscal externalities)」という言葉を用いている。本稿では既述のように「財政外部性」という言葉にはより広い意味をもたせているため、「移住外部性」という言葉を用いている。

限界生産原理を用いれば賃金は労働の限界生産に等しくなるため ( $w_i = f'$ )、個人は自己の移住が地域にもたらす便益 ( $f'$ ) のみを考慮することになる。移動費用が存在しない場合、人口の移動は各地域の限界生産 (賃金) が等しくなる ( $f'_i = f'_j$ ) 時点で止む。この移住均衡においては、個人の移住が流入地域へ与える費用 ( $\partial c / \partial n + x$ ) が地域間で等しくならない限り、最適な人口配分は達成されない<sup>5)</sup>。

ここでの問題は各移住者が自己の移住によって生じる外部性 ( $\partial c / \partial n + x$ ) を認識せずに移住を行うことである。人口の最適な地域配分を達成するためには、この移住外部性を相殺する形で地域間の所得移転を行い、最適な配分の方へ人口移動を導けばよい。つまり、ここでもこの最適な資源配分を達成する道具として、政府間財政移転が意義づけられている (Boadway 2004)。

### III-2. コミットメント問題

財政外部性や移住外部性を内部化するためだけでなく、中央政府が地方政府に義務づける事務の財源を保障するためにも、中央から財源が移転されることもある。いずれの場合も、このような財政移転は、その時々地方政府の状態に応じて中央政府の事前の意図に反して事後的に変更される場合がある。

このように政府間財政移転において中央政府が事前に設定された政策にコミットできない問題は、「ソフトな予算制約」の問題として理解される。Maskin (1996) の定義に従えば、ソフトな予算制約 (soft budget) とは「資金を提供

する者が資金を受け取る者の予算を固定することができない状況、つまり、資金提供者が事前に最適とみなしていた水準よりも高い補助金や貸付金を資金受取者が事後的に引き出すことができる状態」をさす。ここで想定される標準的な状況は、資金受取者と資金提供者の選択が逐次的であり資金受取者が先手となる状況である。したがって資金受取者は、自己の選択に資金提供者がどのように反応するかを織り込んで、自己の意思決定を行うことができる。

ソフトな予算制約の概念が地方財政に応用される場合、資金提供者は中央政府、資金受取者は地方政府となる。例えば、便益漏出をとまなう地方公共サービスを提供する地方政府に定率補助を行っている中央政府は、定率補助にもかかわらず当該公共サービスを中央が望んだ水準で供給しない地方政府が存在すると、さらに補助金を追加支援するかもしれない。また、中央政府の事務を地方政府に任せ政府間財政移転によって財源保障を行っている場合、事前に定められた移転財源では当該事務の遂行に十分でないならば、更なる財源保障が行われるであろう。いずれの場合も、事後的な中央政府の行動を地方政府が読み取り、より多くの移転財源を得るために地方政府の行動が変化することに起因するかもしれない<sup>6)</sup>。

ここでは地方政府の行動を挟んで、中央政府にとっての事前の最適化行動と事後の最適化行動が一致しなくなり、中央政府が事前の行動(政策)にコミットできなくなる。この現象は、「時間的非整合性の問題<sup>7)</sup> (time inconsistency problem)」としても経済学では広く知られる問題で

- 
- 5) もちろん、個人は賃金のみで居住地を決定しているのではない。居住地選択は、賃金に加え当該地域で得られる公共サービス  $z$  の水準にも依存することになるであろう。もちろんこの場合も、一般的に、最適な人口の地域配分が自由な地域間移動によって達成されることない。
  - 6) ここで資金をうけとる客体が自らを貸することによってより多くの資金を得ようとし、資金提供者がそれによって実際により多くの資金を与える状況を考えるならば、この状況は一般的に「サマリア人のジレンマ (Samaritan's dilemma)」として知られる状況と同一になる。
  - 7) 「時間的非整合性の問題」は日本語訳の問題として inconsistency は「非整合性」ではなく「不整合性」と訳される場合もある。また「非」もしくは「不」を除いて「時間的整合性の問題」と言われることもある。また、「時間的」の代わりに「動学的 (dynamic)」という形容がとられる場合もある。

ある。本特集における赤井論文は、「ソフトな予算制約」をキーワードに、中央から地方への財政移転に発生する時間的非整合性の問題を考察している。そこでは、一般的な理論レベルでは、分権的なシステムでは競争により予算がハード化する一方で、集権的なシステムではソフトな予算制約が生じやすく、資源配分が非効率になる可能性が高いことを指摘している。そして、地方財政の文脈では、必ずしも予算をハード化する必要はないものの、ソフトな予算制約が生み出すインセンティブ問題を考慮して、事前の制度設計を行うことが重要であると議論している。いずれにせよ、単に財政外部性の矯正だけに留まらず、地方政府の行動や中央政府自体のコミットメント能力をも明示的に考慮して政府間財政関係が設計されるべきことが指摘されている。

### Ⅲ－３．規範分析と政治経済学的分析

財政外部性であれ移住外部性であれ、地方政府間に発生する外部性への対応を処方する規範分析においては、実際に観察される中央政府の行動を解明することは目的ではない。規範分析では、中央政府がとるべき行動を提示し、実際の中央政府の行動を批判・評価するための基準を提示することが目的となる。もちろん、規範分析から離れて、実際の政府間財政移転の配分が決定される仕組みを解明することも重要である。政府間財政移転に関するそのような分析は佐藤論文で扱われている。

公共部門における全ての決定は政治的である。政府間財政移転が所与の制度にしたがって配分

されているとしても、その制度の決定過程には、地域住民、地方選出の国会議員、地方と中央の官僚、その他利益団体などの目的と行動が絡んでおり、それらの政治的プレーヤーの相互作用が重要な要因となる。例えば、政権政党は「一票の重み」が大きい地域に重点的に補助金を配分するかもしれないし、現業官庁は自身の予算拡大のために政府間財政移転制度を活用するかもしれない。加えて、地方政府や関連する利益団体は補助金獲得を目指して、様々な政治的活動（レント・シーキング）を行うだろう。有権者たる地域住民も地域の負担にならない限り、財政移転の使途や効率性には関心を払わないかもしれない。佐藤論文では、このような政治的主体による政治ゲームの均衡解として政府間財政移転を捉える複数のモデルを紹介し、政治経済学的な分析を行っている。

このような政府間財政関係の事実解明的な分析は規範分析を排除している訳ではない。佐藤論文で議論されているように、このような政治経済学的な分析の最終到着点は望ましい政府間財政移転の設計にある。しかしながら、その制度設計において中央政府は、制度を設計する主体としてではなく、制度によってその行動が制約される客体として位置づけられる。ここで改革の対象となるのは、中央政府を含む各プレーヤーを制約する「ゲームのルール」であり、中央政府より「高い」視点（おそらく、主権者としての国民からの視点やいわゆる立憲的経済学的な観点）から、ゲームのルールの設計が求められている。

## Ⅳ．各論

### Ⅳ－１．再分配政策

先進諸国における政府歳出の殆どは再分配を主たる目的にしている。特に我が国においては社会保障基金を除く歳出の6割を地方が占めて

おり、しかも、地方歳出の大部分が生活保護、各種福祉サービス、そして、義務教育など、再分配的歳出である。しかし、実際の政策談義において地方分権のメリットが議論される場合、

実際の地方歳出の大半がこのように再分配的であることが忘れられているようである。これは、義務教育を別にして再分配的な歳出を殆ど行っていない北米の地方自治体（municipalities）を暗黙的に対象にした議論を無批判的に受け入れていることに起因するのかもしれない。

したがって、再分配という視点を明示して国と地方の役割分担を考察することは有益である。本特集における林論文は、この先進諸国の歳出の大半を占める再分配的な歳出における地方政府の関与について経済学的な整理を試みている。同論文では「社会正義」と「効率性（パレート改善）」という視点から議論を進めるとともに、松本論文や小川論文で取り上げられた財政外部性の観点からも地方による再分配政策を議論している。そして、少なくとも財源調達と基準設定に関する再分配機能は中央政府が担うべきという古典的な命題を支持している。その一方で同論文は、歳出サイドにかかる地方裁量の費用効率性上のメリットを指摘し、そのメリットを生かすような政府間財政移転の設計が重要であることを指摘している。

#### IV-2. 地方債

地方政府も中央政府と同様に債権を発行し、現在と将来の異時点間の資源配分に影響を与えることができる。しかし、国境を越えた住民の国際的移動は比較的困難であることと対照的に、国内における住民の地域間移動は比較的容易である。したがって、後者の地域間移動は地方債の発行や償還に好ましくない影響を与える可能性がある。例えば、地方債を財源とした地方歳出によって便益をうける住民が償還前に他地域に移住すると、地方債償還の負担から逃げるのが可能である。いわゆる、地方債の「食い逃

げ効果」である。

土居論文は、この地方債の問題を公債の中立命題の観点から検討している。公債の中立命題とは、将来の増税を担保として公債で政府歳出の財源を調達する行為と現在の増税で当該歳出の財源を調達する行為は現在の住民の消費行動に同等の影響しか与えない、という命題である。この議論は上記の食い逃げが存在しない状況で成立するものであり、地方債に関して中立命題が成立しない場合は食い逃げ効果が存在することを含意するかもしれない。地方債の中立命題の成否については多くの理論分析がある。租税として固定資産税（土地保有税）を用いるならば租税負担の増加により土地の収益が減少し、地価が下落する（税の資本化）。したがって、現在の住民が将来の償還時に移住するか否かにかかわらず、租税負担から免れず地方債の食い逃げはできない（中立命題が成立する）という議論がある。その一方で、その地域の土地が他地域の住民によっても所有される場合、税が資本化しても住民の居住地によって租税負担が異なるため、地方債の中立命題は成立しないという議論もある。また、地域人口の影響や地方歳出の性質に関する前提を変えることによって、地方債残高が過大になることも知られている。

土居論文はこのような地方債に関する先行研究を展望し、我が国における地方債許可制度の評価を行っている。まず、地方債にかかわる諸仮説を提示し、我が国におけるそれらの仮説の妥当性を検討している。また、財政投融资資金による地方債引受けを通じた暗黙の利子補給や地方債元利償還金の交付税措置、さらに、地方自治体の破綻法制、債務処理法制のあり方などが、先行研究を踏まえて議論されている。

## V. さいごに

政府間財政関係の経済分析では、地方政府が独立して財政的な意思決定を行うことの帰結や異なったレベルの政府の役割と関連のあり方がさぐられている。理論分析は複数の視角から、分権のメリットとともに分権のデメリットを提示し、時には互いに矛盾する命題が示される。

したがって、政府間財政関係の経済分析においても、理論的に導かれる命題やそれが基づく前提についてデータを用いた検証 (empirical analysis) が必要となる。西川・林論文では、政府間財政関係にかかわる多くの実証分析から、地方分権のメリットとデメリットの検証にかかわる実証分析を次の3つの軸にしたがって紹介している。第1は、「足による投票」にかかわる人口移動と地域選好の視点である。しばしば地方分権の利点として、自由な人口移動による住居選択と地域選好の近似性があげられる。特に前者は地方政府間の競争を通じた効率性の達成、そして、後者は地域のニーズにあった政策運営を可能にすると議論する。第2は、地方政府の戦略的相互依存関係である。人口移動は財政の効率性を達成する好ましい特性を有していると考えられる場合もあるが、小川論文、松本論文、そして、林論文で議論されるように、人口を含む課税標準の移動は必ずしも望ましい結果をもたらすものではない。第3は佐藤論文における政治経済分析に関連する、政府部門の規模と地方分権をめぐる実証分析である。政府部門は必ずしも社会厚生を最大化するように行動しないかもしれないし、実際の政策は特定の行財政制度や市場の動きを所与として、有権者、政治家、官僚同士の相互作用の結果として決定されるものかもしれない。特に、公共選択の理論が示唆するように、そのような政治経済的な

過程は政府部門の肥大化につながるかもしれない。

西川・林論文で議論されるように、理論的含意を確認する作業である実証分析においては、多くの場合、明確な結果が得られている訳ではない。そうであっても、政府間財政関係の実証研究は、理論分析の展開をうけながら急速な勢いで蓄積されている。万人が納得する確定的な結果だせないことは実証分析の常ではあるが、このような研究が積み重なることで、地方財政や国と地方の役割分担を考えるに当たって有益な政策含意を得ることは可能であろう。

本特集では、我が国の課題となっている、地方交付税や国庫支出金の改革、税源委譲、ならびに、国と地方の役割分担に関して具体的な分析や提言は行っていない。むしろ、本号における殆どの論文では一歩引いて、「政府間財政関係の経済分析」が提供してきた知見やメッセージを体系的に伝えることに徹している。これは、我が国において様々なレベルで行われてきた政策提言には、先学達による学問的蓄積を無視したものが少なくないため、何よりも現在までに蓄積された学問的基礎の確認が重要であるという反省による。とはいっても、本号に収められた論文はいずれも今後の国と地方の役割分担のあり方を考えるうえで重要な論点を扱っており、我が国における地方財政の制度設計を考えるための有益な視角や分析道具を提供するものであると考えられる。こうした本特集での作業を契機として、我が国の地方財政を対象としたさらに踏み込んだ分析が行われ、健全な理論や実証分析を基礎とした政策提言へつながれば幸いである。

参 考 文 献

- Boadway, R., Flatters, F., 1982. Efficiency and equalization payments in a federal system of government: A synthesis and extension of recent results. *Canadian Journal of Economics* 15, 613–33.
- Boadway, R., 2004. The theory and practice of Equalization, CESifo Economic Studies, 50(1), 211–54.
- Dahlby, B., 1996. Fiscal externalities and the design of intergovernmental grants. *International Tax and Public Finance* 3 (3), 397–412.
- Flatters, F., Henderson, V., Mieszkowski, P., 1974. Public goods, efficiency and regional fiscal equalization. *Journal of Public Economics* 3, 99–112.
- Maskin, E., 1996. Theories of the soft budget constraint. *Japan and the World Economy* 8(2), 125–133.
- Musgrave, R.A., 1959. *The Theory of Public Finance* (McGraw Hill).
- Oates, W., 1972. *Fiscal Federalism* (Harcourt Brace Jovanovich).
- Oates, W., 1999. An Essay on Fiscal Federalism. *Journal of Economic Literature* 37(3), 1120–1149.
- Olson, M., 1969. The principle of “fiscal equivalence”: The division of responsibilities among different levels of government. *American Economic Review*, 59(2), 479–87.
- Tiebout, C., 1956. A pure theory of local expenditures. *Journal of Political Economy* 64, 416–424.
- Zodrow, R. G., Mieszkowski, P., 1986. Pigou, Tiebout, property taxation, and the underprovision of local public goods. *Journal of Urban Economics* 19, 356–370.